

公布された規則のあらまし

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三三三号）

1 収支等命令者は、別に定める手数料又は使用料を徴収する場合に限り、他の市町の職員又は私人に証紙の消印を押させることができることとした。

（第六条関係）

2 証紙による収入の方法で徴収する手数料の種目に、職業訓練指導員免許申請手数料等を加えることとした。（別表関係）

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、2については、平成二四年四月一日から施行することとした。

佐賀県財務規則の一部を改正する規則（規則第三四号）

1 私人に徴収又は収納の事務を委託できる歳入として、寄附金を追加することとした。（第五〇条関係）

2 公金の振替の手段を行うものとして、歳入歳出外現金内の振替を追加することとした。（第八二条関係）

3 財務経営システムの稼働に伴い、所要の改正を行うこととした。（第四六条、第六八条、第六九条、第九四条、第一三九条、第一四六条、第一七一条及び第一九四条関係）

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。